

公共工事に係る緊急安全講習会

日時：令和6年10月3日(木) 9:10~10:10

場所：相模原市民会館 3階 第1大会議室

次 第

1 開会（9時10分～）

相模原市長 本村賢太郎

2 下水道事故の経過報告（9時15分～）

相模原市下水道保全課長 三浦貴洋

3 労働災害の発生状況と安全対策について（9時30分～）

神奈川労働局安全課 関川晃

4 質疑応答（10時00分～）

3 閉会（10時10分）

【工事概要①】

【目的】

緊急輸送道路である県道507号(相武台相模原)に埋設されている矢部雨水幹線を耐震化し、被災時における下水管きよの能力維持及び緊急輸送道路としての機能確保を図るもの。

【工事概要】

工事件名：公共下水道管きよ耐震化工事
(R6-4工区)

施工場所：相模原市中央区陽光台3丁目 地内

【工事内容】

工事延長：L=151.4m

管 径：矩形 3,000mm×3,000mm

工 種：管きよ更生工 L=147.0m

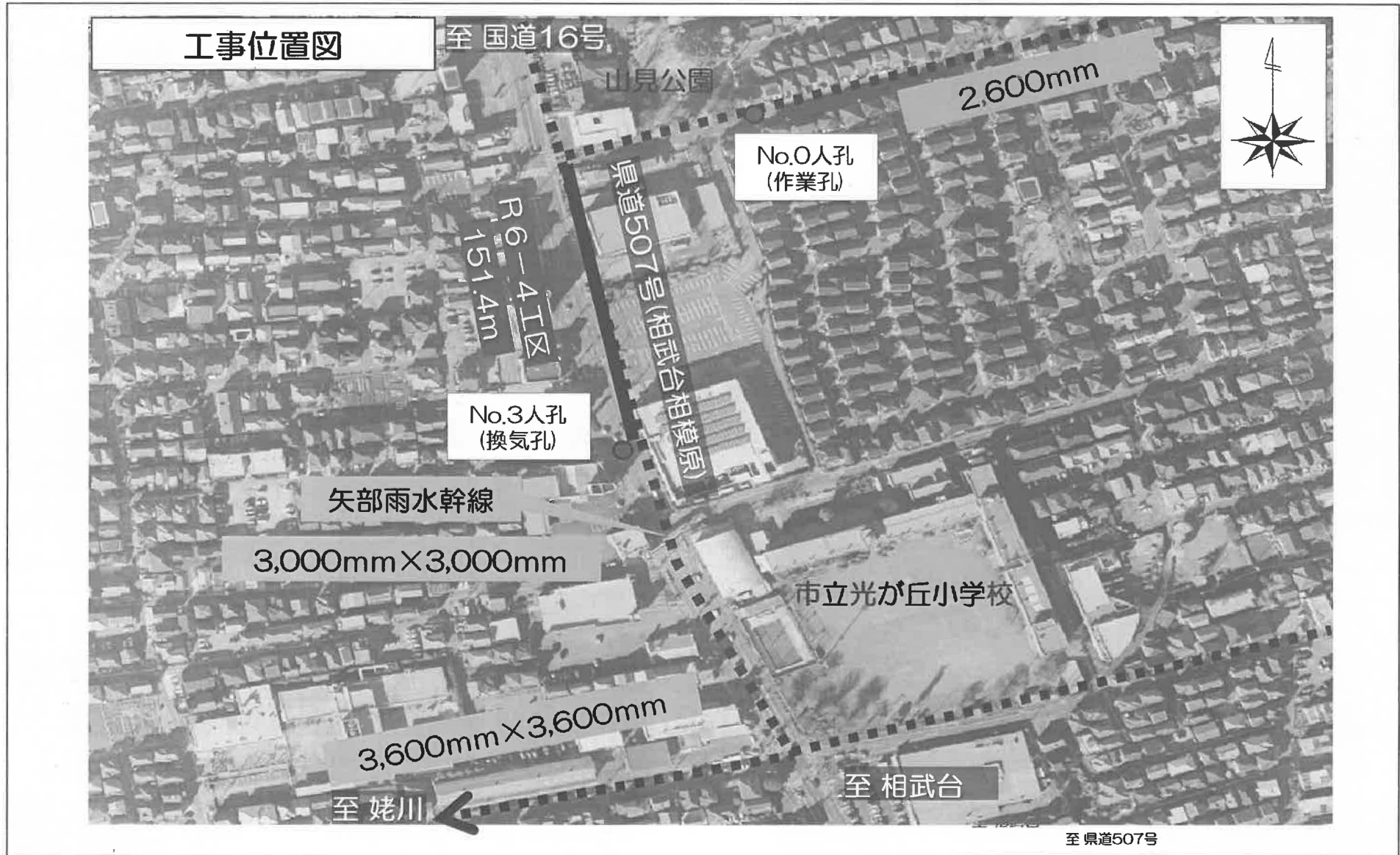
契約期間：令和6年6月28日～令和7年3月10日



至相武台
至県道507号

【工事概要②】

施工場所：相模原市中央区陽光台3丁目 地内



使用人孔周辺の様子

No.3人孔
(換気孔)



県道507号
4車線で交通量も多い

No.0人孔
(作業孔)

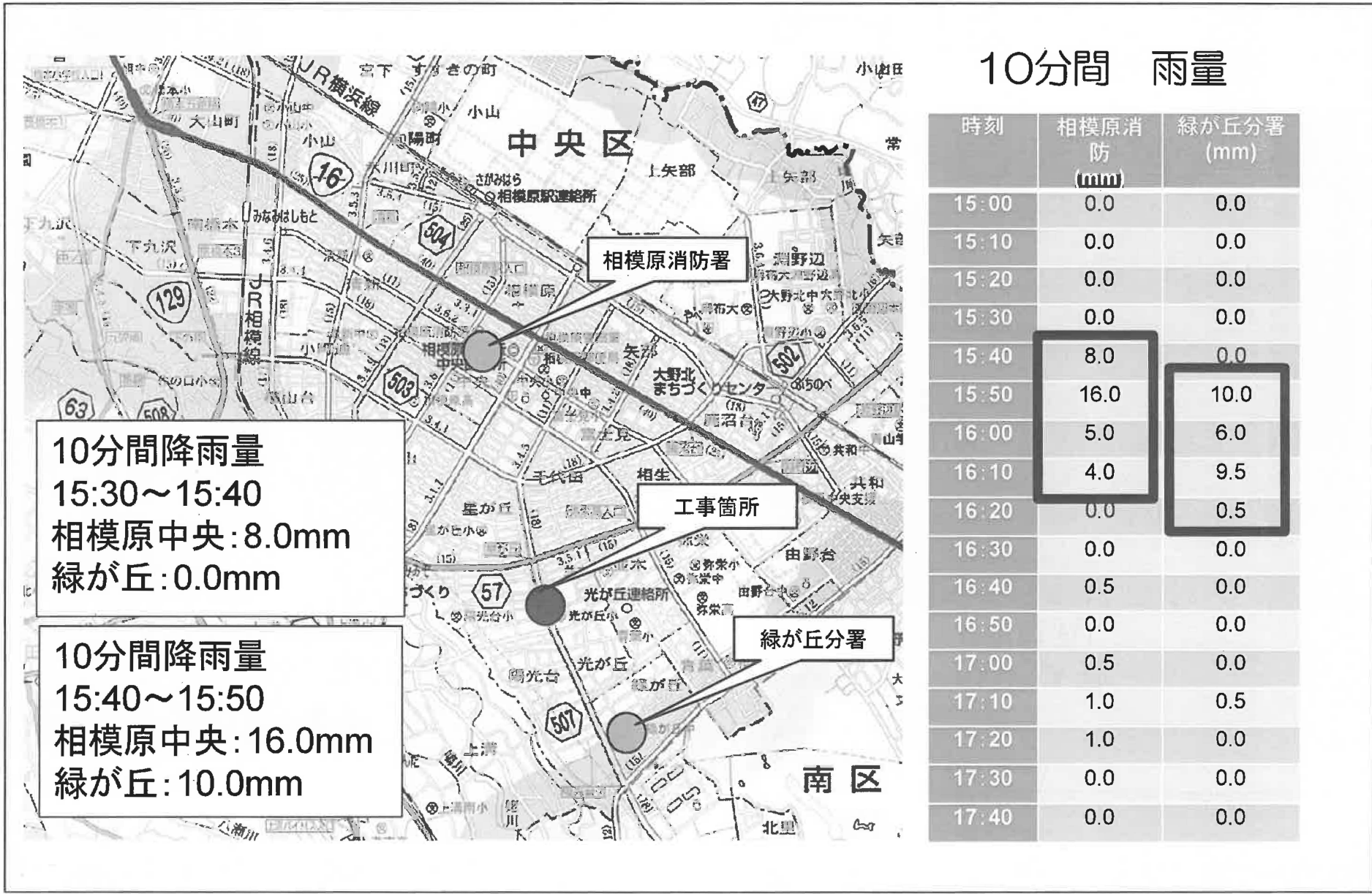


市道上溝17号
2車線で交通量は少ない

至 相武台
至 県道507号

【事故当時の天候①】

事故当日の雨量情報について（引用元：市消防局雨量計）



10分間 雨量

時刻	相模原消防 (mm)	緑が丘分署 (mm)
15:00	0.0	0.0
15:10	0.0	0.0
15:20	0.0	0.0
15:30	0.0	0.0
15:40	8.0	0.0
15:50	16.0	10.0
16:00	5.0	6.0
16:10	4.0	9.5
16:20	0.0	0.5
16:30	0.0	0.0
16:40	0.5	0.0
16:50	0.0	0.0
17:00	0.5	0.0
17:10	1.0	0.5
17:20	1.0	0.0
17:30	0.0	0.0
17:40	0.0	0.0

【事故の経緯】

事故発生からの経過

9月19日（木）

昼食休憩時	天気予報サイト確認、午後3時に1mmの予報
午後3時30	
～40分頃	地上監視員が降雨確認、連絡のため入孔
午後3時48分	大雨注意報発令
午後3時45	
～55分頃	脱出人孔（No.0人孔）直下に到着、避難開始 8名中2名の避難が間に合わずに流される
午後4時28分頃	現場から消防へ通報
午後4時30分頃	現場から2名の連絡が取れない旨、監督員に連絡
午後4時40分頃	消防隊到着
以降	消防による捜査活動は9月21日まで実施

建設業における労働災害の発生状況と安全対策について

～事業者と発注者の責務～

相模原市 公共工事に係る緊急安全講習会

令和6年10月3日(木)

神奈川労働局安全課 地方産業安全専門官 関川 晃

神奈川県下における建設業労働災害の現状と対策

令和6年版(令和5年労働災害のとりまとめ)



建設業労働災害の現状と対策

建設業は、経済発展の基盤として、社会生活の発展に不可欠な産業である。近年、建設業労働災害の発生状況は、増加傾向にある。特に、公共工事等における労働災害の発生状況は、深刻な状況にある。本冊子は、建設業労働災害の発生状況と対策について、最新の調査結果に基づき、事業者と発注者の責務を明確にし、労働者の安全確保を図るための対策を提示する。本冊子は、建設業関係者、事業者、発注者、労働者、関係機関等が活用できる。本冊子は、建設業労働災害の発生状況と対策について、最新の調査結果に基づき、事業者と発注者の責務を明確にし、労働者の安全確保を図るための対策を提示する。本冊子は、建設業関係者、事業者、発注者、労働者、関係機関等が活用できる。

神奈川労働局労働基準部

神奈川県下の建設業の労働災害は増加傾向にあります。

- 令和5年の死亡災害は、前年の2倍の16人です(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)。
- そのうち、公共工事等の死亡災害は前年の1人から7人に激増し、16人に占める割合では43.8%(ほぼ半数)となっています。過去10年間でみても平成29年の50.0%に次いで高い割合です。
- 令和5年公共工事等死亡災害(墜落・転落3人、崩壊・倒壊2人、飛来・落下1人、おぼれ1人)



←QRコードから神奈川労働局HPへアクセスし、上記の冊子をダウンロードできます。各社の安全教育にご活用下さい。

令和4年(2022年)と令和5年(2023年)の比較 事故の型別(死亡災害)

図7-1 令和4(2022)年 事故型別の死者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

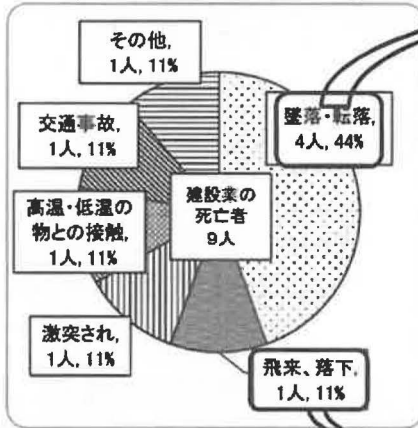
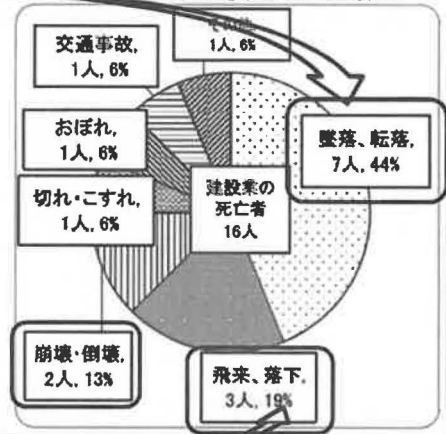


図7-1 令和5(2023)年 事故の型別の死者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



墜落・転落が3人増加(4人⇒7人)
飛来・落下が2人増加(1人⇒3人)
崩壊・倒壊が2人増加(0人⇒2人)

図10-1 公共工事等における死者数・比率
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

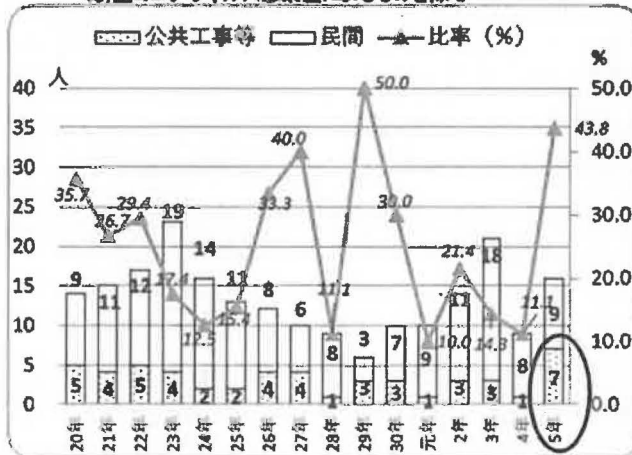
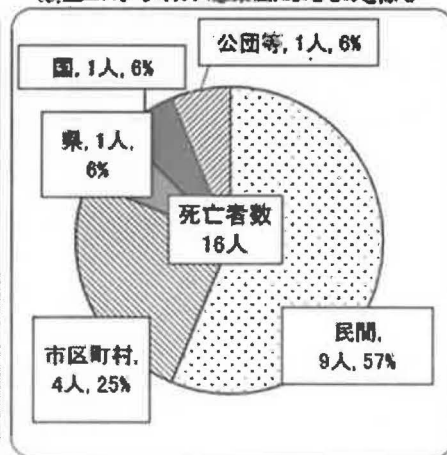
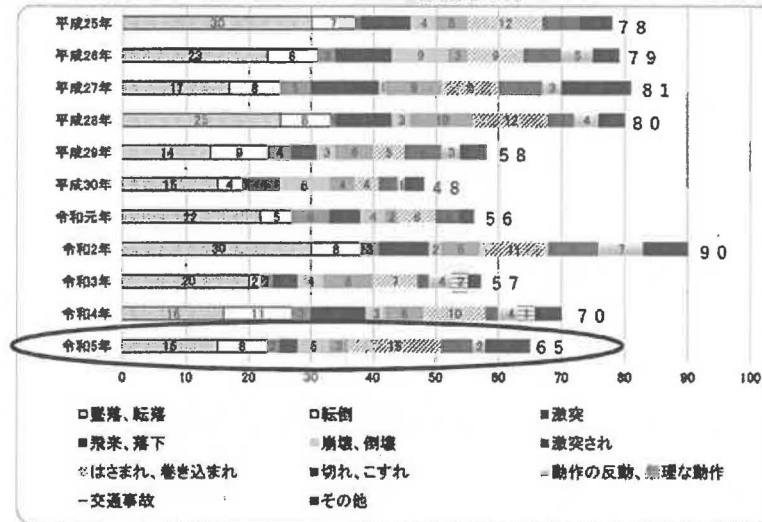


図10-2 令和5年 発注者別死者数
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



令和5年の建設業における死者16人のうち、公共工事等で発生したのは7人(43.8%)であった。

図10-3 公共工事等における事故の型別の死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和5年の公共工事等における死亡者は7人であり、建設業全体の44%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が1人、地方公共団体(県及び市区町村)5人、公団等1人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が5人で、建築工事業及びその他の建設業は各1人であった。
令和5年の公共工事等における死傷者65人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」とはさまれ、巻き込まれが各15人(23%)と最も多く、次いで「転倒」8人(12%)、「崩壊、倒壊」と「切れ、こすれ」が各5人(8%)となった。

令和6年 業種・業種別労働災害発生状況 [第1表] (主要業種)
(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外)

神奈川労働局
令和6年8月末現在

業種	製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客接客業	清掃・と畜業	通信業	その他 (注記以外)	合計	前年比 (人) (%)	
			道路貨物運送業 (注記以外)	海上運送業	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	51 (0)	34 (1)	28 (0)	13 (0)	10 (0)	89 (1)	81 (0)	38 (0)	56 (0)	10 (0)	49 (0)	508 (3)	98	
	前年	28 (0)	38 (1)	40 (0)	20 (0)	9 (0)	15 (0)	76 (0)	74 (0)	28 (0)	34 (0)	4 (0)	38 (0)	412 (1)	23.3%
鶴見	本年	19 (1)	15 (0)	38 (0)	7 (0)	14 (0)	2 (0)	21 (0)	23 (0)	3 (0)	11 (1)	1 (0)	9 (0)	183 (2)	18
	前年	20 (0)	20 (0)	25 (0)	5 (0)	11 (0)	1 (0)	27 (0)	13 (0)	7 (0)	8 (0)	2 (0)	8 (0)	147 (0)	10.3%
川崎南	本年	52 (1)	34 (0)	33 (0)	15 (0)	28 (0)	3 (0)	30 (0)	28 (0)	18 (0)	16 (0)	8 (0)	29 (0)	284 (1)	-91
	前年	82 (0)	28 (1)	53 (0)	15 (0)	32 (0)	4 (0)	38 (0)	33 (0)	16 (0)	16 (0)	4 (0)	18 (0)	325 (1)	-9.5%
川崎北	本年	29 (0)	33 (0)	20 (0)	12 (0)	7 (0)	0 (0)	41 (0)	82 (0)	34 (0)	21 (0)	5 (0)	38 (0)	322 (0)	-12
	前年	18 (0)	40 (2)	22 (0)	12 (0)	2 (0)	0 (0)	72 (0)	85 (0)	21 (0)	18 (0)	8 (0)	35 (1)	334 (3)	-8.5%
横浜東	本年	28 (0)	40 (1)	13 (0)	13 (0)	3 (0)	1 (0)	46 (0)	48 (0)	26 (0)	14 (0)	9 (0)	48 (0)	289 (1)	32
	前年	24 (0)	23 (0)	10 (0)	14 (0)	5 (0)	1 (0)	34 (0)	48 (0)	18 (0)	13 (1)	9 (0)	57 (1)	257 (2)	12.5%
横浜北	本年	64 (0)	47 (1)	41 (0)	26 (0)	19 (0)	2 (0)	140 (0)	118 (0)	70 (0)	59 (0)	11 (0)	65 (0)	662 (1)	-28
	前年	49 (0)	66 (2)	64 (0)	24 (0)	6 (0)	0 (0)	131 (0)	119 (1)	66 (0)	57 (0)	10 (0)	98 (1)	680 (6)	-4.1%
平塚	本年	63 (0)	35 (0)	29 (0)	5 (0)	7 (0)	0 (0)	44 (1)	57 (0)	21 (2)	15 (0)	6 (0)	26 (0)	306 (3)	20
	前年	62 (0)	43 (0)	24 (1)	9 (0)	2 (0)	1 (0)	47 (0)	42 (0)	24 (0)	18 (0)	7 (0)	16 (1)	286 (2)	6.5%
藤沢	本年	48 (0)	25 (0)	40 (0)	13 (0)	8 (0)	0 (0)	68 (0)	79 (0)	40 (0)	25 (0)	16 (0)	45 (0)	407 (0)	18
	前年	51 (2)	41 (2)	36 (0)	17 (0)	4 (0)	0 (0)	83 (0)	82 (0)	26 (0)	21 (1)	7 (0)	41 (0)	389 (5)	4.5%
小田原	本年	30 (0)	22 (0)	10 (0)	5 (0)	9 (0)	0 (0)	25 (0)	33 (0)	32 (0)	21 (0)	9 (0)	26 (0)	222 (0)	14
	前年	23 (0)	21 (0)	13 (1)	4 (0)	8 (0)	0 (0)	31 (0)	27 (0)	31 (0)	21 (0)	8 (0)	19 (0)	208 (1)	6.7%
厚木	本年	128 (2)	40 (0)	108 (1)	18 (0)	54 (0)	0 (0)	97 (1)	75 (0)	37 (0)	27 (0)	25 (0)	45 (0)	650 (4)	9
	前年	153 (0)	34 (0)	98 (0)	22 (0)	46 (0)	1 (0)	88 (0)	73 (0)	41 (0)	27 (0)	15 (0)	47 (1)	641 (1)	1.4%
相模原	本年	76 (0)	38 (0)	56 (2)	14 (0)	22 (0)	0 (0)	78 (0)	50 (0)	24 (0)	25 (0)	8 (0)	23 (0)	412 (2)	50
	前年	68 (0)	28 (0)	47 (1)	6 (0)	9 (0)	0 (0)	41 (0)	59 (0)	29 (0)	23 (0)	3 (0)	28 (0)	362 (1)	13.5%
横浜西	本年	34 (0)	51 (1)	54 (0)	27 (0)	8 (0)	0 (0)	88 (0)	118 (0)	36 (0)	25 (0)	6 (0)	22 (0)	489 (1)	30
	前年	39 (0)	35 (2)	56 (0)	18 (0)	6 (0)	0 (0)	83 (0)	109 (0)	31 (0)	20 (0)	12 (0)	20 (0)	439 (2)	6.5%
合計	822 (4)	414 (0)	489 (4)	181 (0)	192 (0)	18 (0)	785 (3)	792 (0)	379 (2)	315 (1)	114 (0)	425 (0)	4,706 (18)	214	
前年同期	597 (5)	429 (11)	468 (3)	166 (0)	145 (0)	25 (0)	750 (0)	785 (1)	349 (0)	272 (2)	90 (0)	423 (5)	4,492 (24)	4.5%	
前年比(人)	225	-15	21	15	47	-7	15	27	30	38	24	2	214		
前年比(%)	3.8%	-3.5%	4.5%	10.3%	32.4%	-2.8%	2.0%	3.5%	8.6%	13.7%	26.7%	0.5%	4.8%		

令和6年(8月末)の神奈川労働局の労働災害発生状況

建設業の災害は昨年同期比では減少していますが、減少割合が徐々に小さくなっていきます(6月末は-6.8%でした)。

注)休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷届報告による)。()内は、死亡者数で内訳(データは死亡災害届報告による)

令和6年 死亡災害の概要（建設業）

神奈川県労働局
令和6年8月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 25歳～29歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことでの酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。
2	3月 11時頃	建築工事業 ～9人 20～24歳	足場 墜落、転落	足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上(高さ約10メートル)から墜落した。
3	7月 16時頃	土木工事業 ～9 20～24歳	締固め用機械 墜落、転落	生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8メートルの高さから当該機械ごと転落し、運転をしていた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。
4	8月 10時頃	その他の建設業 ～9人 25歳～29歳	その他の電気設備 感電	生コンプラント内の補修工事において被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を手に持ったところ、うめき声が上がり硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したものの。

令和5年の死亡災害事例1（急な増水）

8月 13時頃	土木工事業 ～9人 30歳～34歳	水 おぼれ	【発生状況】 河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につきりながら退避中に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。
8		【災害防止のポイント】 1 河川内等での増水の可能性を事前に検討し、増水による危険の判断基準並びに作業打ち切り等の基準を定めることまた、増水時に適切な避難を行うための避難経路等を定め、増水時の避難体制を整備すること。 2 元方事業者、関係請負人による緊急時の避難訓練を実施し、緊急時における避難経路等を作業員に周知徹底しておき、緊急時に対処できるようにしておくこと。 3 増水があった場合の危険を防止するため、増水の程度に応じた適正な作業の方法、手順を決定し、かつ作業体制を整備して適正な作業管理を行うこと。 4 職長を作業指揮者として、作業方法、手順などを決定し、作業を直接指揮させるとともに、異常時の際の適切な措置を指揮させること。	
		8	

関係する可能性のある労働安全衛生法令

労働安全衛生規則第575条の9～第575条の16(土石流による危険の防止)ほか、悪天候時の作業禁止、退避等を定めて規定が数多くある(高所作業、重機による解体等)。

「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」

→平成8年12月6日の蒲原沢(新潟県、長野県境)の土石流災害を契機に制定

→土石流危険河川で起きる土石流災害発生を前提として、①上流の状況の調査記録、②土石流災害防止規程の策定、③降雨量の記録等、④警報設備の設置、⑤避難設備及び避難訓練の実施、等について定める。

◎「局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害の防止について」(平成20年10月10日付け基安発第1010002号)

◎局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月策定)

※「土石流危険河川」→「土石流危険溪流」等ともいう。

国交省HPより

The screenshot shows the MLIT website interface. At the top, there is a navigation bar with the MLIT logo and text '国土交通省'. To the right, there are links for '本文へ', '文字サイズ調整', '標準', '拡大', '音読み上げ/ルビ読み', and 'English'. Below this is a search bar with 'Google 検索' and '検索方法', 'サイトマップ'.

The main content area is titled '上下水道' (Water and Sewerage). Below the title, there are links for '水管理・国土保全トップ', '下水道トップ', '施設情報', '審議会・委員会', 'サイトマップ', and 'English'. A breadcrumb trail reads: 'ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 上下水道 > 審議会・委員会 > 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会'.

The main heading is '局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会'. Below it, there is a paragraph of text: '下水道サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、下水道管渠内において維持管理作業や改築更新工事を実施する必要がありますが、去る8月5日には、東京都雑司ヶ谷幹線内で作業を実施していた5名の方が流され死亡するという痛ましい事故が発生したところです。近年、集中豪雨が頻発していることや今後とも大雨の頻度の増加や局地化が懸念されることを踏まえ、雨水が流入する管渠における急激な増水に対する安全対策を早急に固める必要があります。このため、局地的な大雨に対し、雨水が流入する下水道管渠内における工事等を安全に実施するために必要な対応策について検討することを目的として委員会を設けました。'.

Below the text is a search box containing the text: '〇局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き (H20.10) (4,095KB)'. To the right of the main content is a '関連情報' (Related Information) sidebar with a list of links: '組織', '法徳', '規制', '下水道の計画', 'ガイドライン等', 'パンフレット等', and 'セーフティネット'.

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き (平成20年10月策定) * 全78ページ

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等
安全対策の手引き(案)

平成20年10月

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会

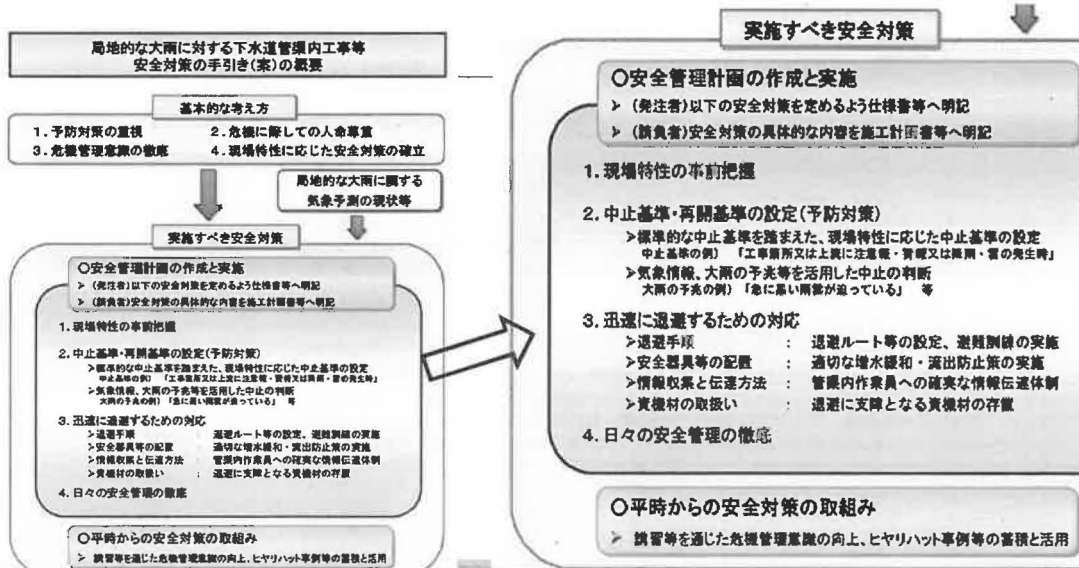
平成20年8月5日の東京都雑司ヶ谷幹線において、管渠内作業中の5名の作業員が急激な増水で流され、死亡するという労働災害が発生した。

これを契機に、国土交通省が、局地的な大雨に対し、増水後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に工事等を中止するなどの予防的な対応も含め、工事等の安全対策の検討委員会を設置し、とりまとめられたもの。

* 42ページ以降は、災害事例、ヒヤリハット事例、事故防止の取組事例等です。

11

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き



※ 対象工事・両者が関与する下水道管渠内作業員が所属している作業単位(工事・調査・調査・調査)

12

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き

◎手引きの中で指摘されていること(一部抜粋)

・危険性の認識が不十分

少量の降雨なら大丈夫だろう、あるいは、工事等が短時間であれば大丈夫だろうといった認識の甘さや、限られた工期等から無理に工事等が進められることがある。

13

リスクアセスメントについて

**KY活動やリスクアセスメントが
形骸化していませんか？**

**作業員任せに(作業員の経験のみに依存)
なっていませんか？**

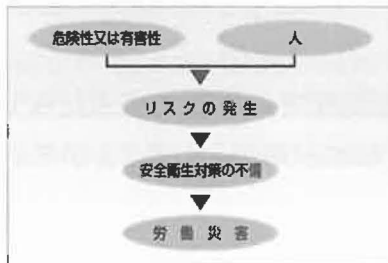
**リスクアセスメントは、経営トップを先頭に、店社も含めて
全員参加で「危険源」を探し出して(話し合い)いますか？**

14

リスクアセスメントについて (危険性または有害性等の調査等に関する指針H18. 3. 10基発第0310001号)

1) リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントを導入し実施する主な目的は次のとおりです。



職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽(リスク)とそれに対する対策の実状を把握し、災害に至るリスクをできるだけ取り除き、労働災害が生じない職場にすること。

職場にあるリスクによって、実際に災害や健康障害が起こったり、生産が中断したり、設備が損傷を受けたり、また事業場周囲の環境や公衆にまで災害が及ぶならば、被災の苦痛だけでなく事業活動にも大きな影響が及びます。従って、事業者には、その管理する事業場のリスクアセスメントを的確に行う責務があります。一方従業員には、リスクアセスメント実施に参加し、災害発生や健康障害の発生のおそれのある状況を把握して指摘すると同時に、災害防止対策を遵守する義務があります。

このように、安全衛生活動を担当者任せきりにするのではなく、経営トップのリーダーシップの下、職場の各級管理者から現場の作業員までが参加してリスクアセスメントを計画的に実施することにより、個人の経験と能力のみに依存せず、事業場の安全衛生管理を組織的・継続的に実施していくことができます。

継続的に…一度行ったから十分というわけではなく、定期・不定期に見直しを行う必要があります。15

リスクアセスメントについて (危険性または有害性等の調査等に関する指針H18. 3. 10基発第0310001号)

- ① 職場に潜在するあらゆる危険性又は有害性を特定する。
- ② これらの危険性又は有害性ごとに、既存の予防措置による災害防止効果を考慮のうえリスクの大きさを見積もる。
- ③ 見積もりに基づきリスクを低減するための優先度を設定し、リスク低減対策の内容を検討する。
- ④ 優先度に対応したリスク低減措置を実施する。
- ⑤ リスクアセスメントの結果及び実施したリスク低減措置を記録して、災害防止のノウハウを蓄積し、次のリスクアセスメントに利用する。

リスクアセスメントについて (危険性または有害性等の調査等に関する指針H18. 3. 10基発第0310001号)

リスクアセスメントは、

危険源(クレーン、フォークリフト、足場、各種機械の
駆動箇所、粉じん、階段…)の特定、先取り

- ① 事業場のあらゆる危険性又は有害性を洗い出し
- ② それらのリスクの大きさを見積り
- ③ 労働者保護の観点から優先的に対処しなければならないものを個別に具体的に
明らかにする

ことを体系的に進める手法である。

多くの事業場で職場に存在する危険性又は有害性を見つけ出し、事前に安全衛生対策を立てるために、安全衛生パトロール、ヒヤリハット報告、KY活動などが行われている。リスクアセスメントは、これらの経験的な活動に対し、体系的、論理的に進める点に特徴があるといえる。そのリスクアセスメントには4つのステップがある。

* 4つのステップは前頁の①～④参照

17

リスクの見積りの留意点

- ・リスクの見積りは、極力複数の人で実施しましょう。多様な観点があった方がより適切な見積りができるからです。
- ・リスクの見積りのメンバーのリーダーは、必ずしも上位職の者とはかぎりません。作業内容を最もよく知っている人がなりましょう。
- ・リーダーはみんなの意見の調整役に徹するように努めましょう。
- ・現在行っている安全対策を考慮してリスクの見積りを行いましょう。
- ・見積りした値がばらついた時は、よく意見を聞いて調整しましょう(こうだと決め付けてはいけません。メンバーの知識、経験、年齢、性別等それぞれ違うので、バラつくのが当然と考えましょう)見積りの値は平均点ではなく、多数決で決めるものでもありません。グループで話し合い、合意したものとしましょう。
- ・見積りの値については、説明のつくものでなければなりません(やま勘は禁物です。)
- ・過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定した重篤度で見積りましょう。
- ・見積りの値はグループの中で、最もリスクを高く見積もった人からよく意見を聴き、メンバーの納得のもとに採用しましょう。

18

リスクアセスメントについて
(危険性または有害性等の調査等に関する指針H18. 3. 10基発第0310001号)

(抜粋)

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
- ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。）の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。
 - オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。
- (2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

悪天候時における労働安全衛生法令1

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想される場合に作業中止等しなければならない作業

関係条文

○ 高さが2m以上の箇所で行う作業	安衛則522条
○ つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業	安衛則564条
○ 型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則245条
○ 作業構台の組立て、解体又は変更の作業	安衛則575条の7
○ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	安衛則517条の3
○ 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の7
○ 軒高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛則517条の11
○ コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	安衛則517条の15
○ 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の21
○ 解体用機械を用いた作業	安衛則171条の6
○ 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	安衛則194条の6

悪天候時における労働安全衛生法令2

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに作業中止等をしなければならない作業	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ クレーンの組立て又は解体の作業 ○ 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業 ○ デリックの組立て又は解体の作業 ○ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業 ○ 建設用リフトの組立て又は解体の作業 ○ ゴンドラを使用する作業 	クレーン則33条 クレーン則75条の2 クレーン則118条 クレーン則153条 クレーン則191条 ゴンドラ則19条
強風のため危険が予想されるときに作業中止をしなければならない作業	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ クレーンに係る作業(併せてジブ固定等の損壊防止措置を講じること) ○ 移動式クレーンに係る作業(併せて転倒防止措置を講じること) ○ デリックに係る作業 	クレーン則31条の2 クレーン則74条の3 クレーン則116条の2
暴風時に措置を講ずる必要がある特定機械等	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンに遡進防止装置を作用させる等の遡進防止措置 ○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックに、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動揺によるデリックの破損防止措置 ○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等の倒壊防止 ○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等の倒壊防止措置 	クレーン則31条 クレーン則116条 クレーン則152条 クレーン則189条

21

悪天候時における労働安全衛生法令3

土砂崩壊災害防止対策	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地山の掘削を伴う工事(河川の堤防の補修等の工事を含む)の施工は、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性に十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山の形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定める。 ○ 掘削作業は点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山を通常より頻度を高めて点検し、地山の異常を早期に発見に努める。必要により地山の状況を監視者を配置。 ○ 土砂崩壊のおそれのある場合、立入禁止、土止め支保工を設ける等の措置を講じる。 ○ 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議を開催し、対策を検討。 	安衛則355条 安衛則358条 安衛則361条 【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】
土石流災害防止対策	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流危険河川の工事施工は、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等を十分に調査。豪雨前から着工している工事についても、必要に応じて改めて調査。 ○ 土石流の早期把握等のための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させる作業中止降雨量基準等を、必要に応じて見直し、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置。 ○ 警報用設備及び避難用設備の点検を実施、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知。 	安衛則575条の9 安衛則575条の14 安衛則575条の15

※ 強風とは10分間の平均風速が毎秒10m以上の風、大雨とは1回の降雨量が50mm以上の降雨、大雪とは1回の降雪量が25cm以上の積雪をいい、実際にこれらの悪天候となった場合のほか、気象注意報等が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含みます。

22

令和5年の死亡災害事例2(土砂崩壊)

3月 12時頃	土木工事業 ~8人 75歳~79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>【発生状況】 道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。</p>
------------	-------------------------	----------------	---



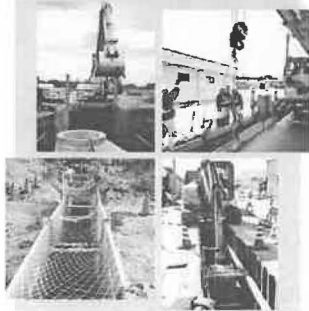
5

23

平成15年12月17日 基発第1217001号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」

土止め先行工法とは

土止め先行工法に関するガイドラインの要点



厚生労働省労働基準局
経済労働局労働局
労働基準監督署

1 目的

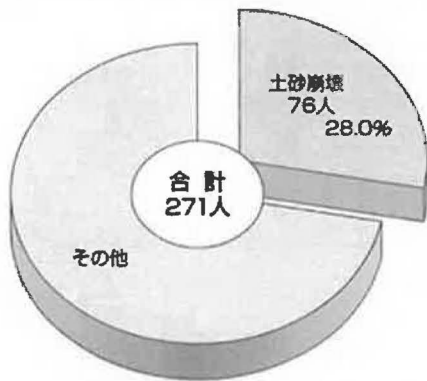
本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、土止め先行工法による適切な土止め支保工等を設けることにより、地山の崩壊又は土石の落下を防止し、もって小規模な溝掘削作業又は溝内作業を伴う上下水道等工事における労働災害の防止を図ることを目的とする。

*小規模な溝掘削・・・掘削深さが概ね1.5m~4m以下、掘削幅が概ね3m以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業で、機械掘削、手掘りのいずれも含む。

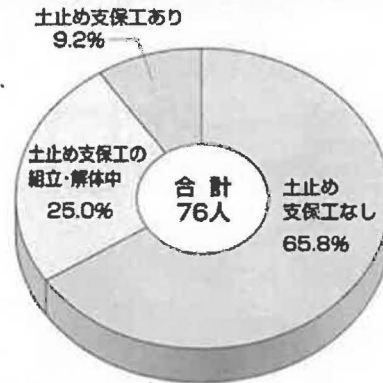
24

上下水道工事における労働災害発生状況 (平成9~14年)

上下水道工事における死亡災害発生状況
(うち土砂崩壊)



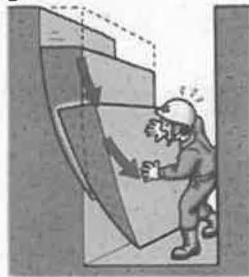
土砂崩壊による死亡災害発生状況
(土止め支保工の状態別)



以下、土止め
先行工
法ガイド
ライン:
リーフ
レットの
抜粋

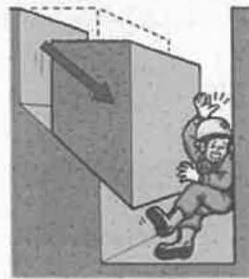
表層すべり

溝壁面の土砂の浅い部分がすべり落ちる崩壊の型。



滑動または円弧すべり

表層すべり型に比べ、崩壊土塊が大きく、すべり面がより深部にある崩壊の型。



溝崩壊のパターン

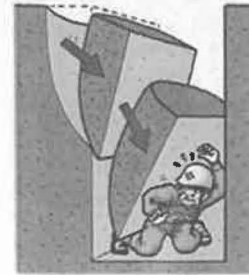
はくり倒壊

ひよこ足や壁が倒れるように土塊がはくりして、溝内に崩壊する型。



落下

溝壁面の一部の塊まり(詰まった土、石等)が抜け落ちる崩壊の型。

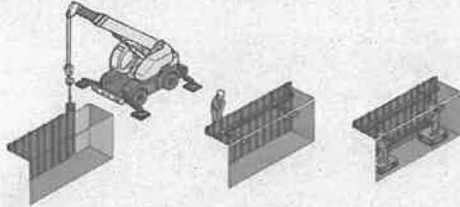


軽量鋼矢板工法

軽量鋼矢板工法を用いる土止め先行工法で、軽量鋼矢板の建込みや掘削の手順等の違いにより、次の「建込み方式」と「打込み方式」があります。

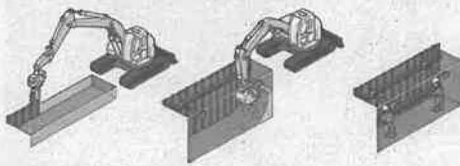
(1) 建込み方式 軽量鋼矢板工法

掘削した地山が自立することを前提とした工法で、その手順は、一定の深さまで掘削機械により溝掘削を行い、軽量鋼矢板を建て込んだ後、所定の深さまで押し込み、地上から専用の治具を使用して掘削機の掘おし及び切りばりを設置して土止め支保工を組み立てる方式です。2段目以降の掘おし及び切りばりの設置は、専用の作業台を使用しています。



(2) 打込み方式 軽量鋼矢板工法

砂質土や透水率のある軟弱な地盤の掘削に使用されることが多い工法で、その手順は、溝の幅に合わせてあらかじめ軽量鋼矢板をくい打機等により打ち込んだ後、掘削機の掘おし及び切りばりを設置する深さまで掘削を行い、地上から専用の治具を使用して掘おし及び切りばりを設置して土止め支保工を組み立てる方式です。2段目以降の掘おし及び切りばりの設置は、必要に応じ専用の作業台を使用しています。

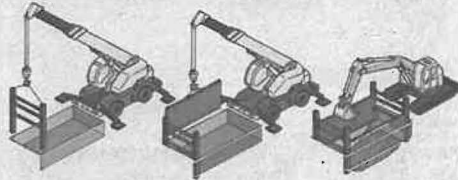


建込み簡易土止め工法

溝の掘削と板状の矢板の圧入を繰り返しながら土止め支保工を組み立てる工法で、切りばりの取付方法の違いにより、次の「スライドレール方式」と「縦ばりプレート方式」があります。

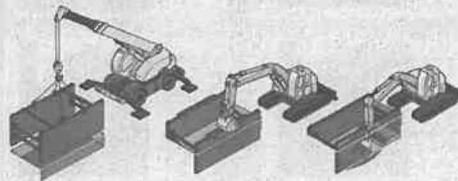
(1) スライドレール方式 建込み簡易土止め工法

土止め支保工を設置する場所の地質、掘削深さに応じた掘削の切りばりをおらかじめ取り付けたスライドレールと呼ばれる柱状の部材を建て込んだ後、これに土止めパネルと呼ばれる板状の矢板を挿入し、一定の深さの溝を掘削しながらパネル及びスライドレールの圧入を繰り返して、土止め支保工を組み立てる方式です。



(2) 縦ばりプレート方式 建込み簡易土止め工法

スライドレール方式と同様に、土止め支保工を設置する場所の地質、掘削深さに応じた掘削の切りばりをおらかじめ取り付けた縦ばりプレートと呼ばれる板状の矢板を建て込んだ後、一定の深さまで溝を掘削しながらその縦ばりプレートの圧入を繰り返して、土止め支保工を組み立てる方式です。



土止め先行工法に関するガイドラインによる事業者が講ずべき内容

I 施行計画の策定

1 事前調査

適切な土止め支保工の施工計画を策定するには、溝掘削を行う場所及びその周辺の状況を把握することが重要であり、地山の調査、周囲の調査等を行います。

2 注止め計画

事前調査で把握した地山や周囲の状況に応じた適切な土止め先行工法の選定を行い、工法に応じた土止め計画を作成します。その土止め計画には、土止め支保工の設計や壁設備等の防塵、使用機械の選定等が含まれます。

3 作業計画

選定した土止め先行工法に応じた適切な作業計画を作成します。その作業計画には、溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業が含まれます。

4 仮設備計画

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業を安全に行うために必要な仮設備に関する仮設備計画を作成します。仮設備には、昇降設備、墜落防止設備等が含まれます。

5 安全衛生管理計画

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業の各工程に応じた労働災害防止対策と、安全衛生管理体制、安全衛生教育、安全衛生点検及び安全衛生活動を含んだ安全衛生管理計画を作成します。

6 工程表

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業について、各作業の順序、開始・終了の時期、各作業間の関連及び安全衛生管理に関する工程を明らかにした工程表を作成します。

II 施工計画の実施及び変更

施工計画に基づき、土止め先行工法による一連の作業を適切に実施します。

また、同施工計画を変更する必要がある場合は、事前に関係者と十分検討を行った後に変更を行い、変更した同施工計画は関係労働者へ確実に周知します。

III 土止め先行工法の実施にかかる留意事項

1. 土止め支保工等の組立・解体作業を行うときは、土止め計画に基づいて作業するとともに、部材、組立て、解体、作業全般についての留意事項を守ります。
2. 溝掘削作業及び溝内作業を行うときは、作業計画に基づいて作業するとともに、地山の掘削作業主任者の選任、手廻り作業、溝内作業の開始、地山の点検、昇降設備、埋設物等、保護柵、排水等についての留意事項を守ります。
3. 移動式クレーン、車両系建設機械等を使用する場合は、土止め計画・作業計画に基づいて使用するとともに、合図、立入禁止措置、矢板等の打込み・引抜き、主たる用途以外の使用の制限についての留意事項を守ります。

●この不明の点は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

平成15年12月17日 基発第1217001号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」


例えば、労働安全衛生規則第374条では、土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取外しの作業を行う場合に、土止め支保工作業主任者の選任と職務を義務付けています。

しかしながら、本ガイドラインでは、支保を有しない自立した土止め壁による場合でも、土止め支保工作業主任者を選任して、直接指揮させるよう定めています。

また、ガイドラインの内容には、すでに労働安全衛生法、労働安全衛生規則等法令の義務とされているものも含まれています(例:土止め支保工の材料の損傷等の場合の使用禁止、組立図の作成、移動式クレーン・車両系建設機械使用時の合図、接触危険箇所への立入禁止等・・・)。

～発注者の皆様も、本ガイドラインに基づく施工を事業者にご指導するようご協力をお願いします～

令和5年の死亡災害事例3(ドラグショベルごとと墜落)

2月 16時頃	土木工事業 10人～29人 60歳～64歳	掘削用機械 墜落、転落	<p>【発生状況】 河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつって旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき以外に、ドラグショベルによる荷の吊り上げ等の用途外使用を行わないこと。 2 荷を移動させるときは、クレーンモードに切り替えて吊り上げ移動作業を行うこと。 3 予め作業計画を定め、リスクアセスメント等により、作業の安全性、妥当性を十分検証した上で、作業を行うこと。 4 能力向上教育等を受講させるなど、労働者に対し安全衛生教育を徹底すること。</p>
			

神奈川県下の災害事例4（移動式クレーンの転倒）

* 以下、横浜市の記者発表資料(HP)から引用

- 1 災害発生日 令和6年8月6日(火)14:30頃
- 2 発生場所 横浜市戸塚区
- 3 事故概要等

上記日時、横浜市発注の下水道整備工場の現場内で、工事用車両(クレーン)が転倒し、家屋被害2軒、自動車被害1台、電柱倒壊による停電4軒の被害が発生しました。人的被害についてはありません。

- 4 事故原因について

クレーンのアウトリガーを張りなおした際に、敷き鉄板からはみ出たまま、作業したことにより荷重が集中し、クレーンの足場が沈下したことで転倒したものと考えられます。詳細については現在調査中です。

【状況写真】 35 t クレーン



31

神奈川県下の災害事例4(移動式クレーンの転倒)

再発防止対策における重要事項

移動式クレーンは特定の位置に常設されるクレーンとは異なり、安定性においては、使用する場所の状況に大きく左右されます。

また、作業半径、ジブの角度・伸縮状況に応じて、定格荷重が大きく変わりますので、常に転倒の危険を意識する必要があります。特に前方吊り領域では、定格荷重は大きく低下します(後方から側方領域への旋回時にも注意)。

旋回中の遠心力を極力最小限にすべく、旋回速度にも要注意です。

さらに、同じ旋回方向により反復して問題なかったとしても、荷台が徐々にカラ荷に近づく状況では、定格荷重(空車時定格荷重)の範囲であっても、それまでとは安定性が変わります。

つまり、これらを見越して、限られた作業スペースにおいて、まず、どの位置に、どの向きで車両を停車させれば、荷の移動、積み下ろしが可能となり、かつ、アウトリガーの最大張り出しを可能に出来るのか(特に転倒モーメントがかかる荷重側)、極力定格荷重を出せるのか、慎重に作業計画を定める必要があります。

32

神奈川県下の災害事例4(移動式クレーンの転倒)

災害原因として考えられる事項(関係条文抜粋)

◎クレーン等安全規則(移動式クレーン部分)

第66条の2(作業の方法等の決定等)、第68条(就業制限)、第69条(過負荷の制限)

第70条(傾斜角の制限) ジブ傾斜角の範囲遵守、第70条の2(定格荷重の表示等)、

第70条の3(使用の禁止) 地盤が軟弱であること… 第70条の4(アウトリガーの位置)、第70条の5(アウトリガー等の張り出し)、第71条(運転の合図の定めと合図者の指名)、第74条(立入禁止)、第74条の3(強風時の作業中止)、第74条の4(強風時の転倒防止)、第75条(運転位置からの離脱の禁止) 荷をつつたまま運転位置から離れさせてはならない。

第76条(年次点検)、第77条(月次点検)、第78条(作業開始前点検)、第79条(点検記録の保存3年間)、

第80条(直ちに補修)、第221条(玉掛け業務の資格)技能講習修了者

◎移動式クレーン構造規格第27条(過負荷防止装置) 移動式クレーンは、過負荷防止装置を備えるものでなければならない。ただし、次に掲げる移動式クレーンで過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置(次条第一項に規定する安全弁及び荷重計を除く。)を備えるものにあつては、この限りでない。

一 つり上げ荷重が三トン未満の移動式クレーン 二 ジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際標準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」(平成7年労働省告示第135号)が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について(原形状態設計法の追加)
- ③ 前方安定度の計算式について(計算式の変更)
- ④ その他(穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など)

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。(第27条)

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

[改正前] 荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

[改正後] 荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、定性荷重制限装置^{※1}、定格荷重指示装置^{※2}などの装置を備えることが義務づけられます。

<経過措置> 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

- ※1 定性荷重制限装置
定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置
- ※2 定格荷重指示装置
定格荷重を超えたとある場合に、当該機の作動が停止するまで長らく前に警音を発する機能を有する装置



安全・安心な現場作業を応援します!

令和6年度

高度安全機械等導入補助金

高圧シヨベル、ホイールローダーの安全装置及び
軌道式トラッククレーン 転倒防止装置の購入、改修費用の補助金

Web登録期間 令和6年4月10日(水)～令和7年1月24日(金)まで

※事業主は申請書の提出後、上記期間中に申請書が承認された場合に限り、この補助金を申請することができます。

(1)申請対象となる事業主(法人・個人事業主)

事業主	認定率	補助率	補助上限額
① 法人等(建設業、製造業、その他の建設業(1-1)を除く)	50%	100%	500万円以下
② 個人事業主	50%	100%	100万円以下
③ その他	50%	50%	500万円以下

(2)申請期間中に発生した災害(1)の発生による被害の発生によるもの

(3)その他厚生労働省の定める要件を満たすもの(認定率50%)



(1)補助対象となる事業主
認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定事業主とは、認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定率50%以上の事業主を有するもの(認定率50%)



(1)補助対象となる事業主
認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定事業主とは、認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定率50%以上の事業主を有するもの(認定率50%)

(2)補助対象となる事業主
認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定事業主とは、認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定率50%以上の事業主を有するもの(認定率50%)

(2)補助対象となる事業主
認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定事業主とは、認定率50%以上の事業主を有する事業主(以下「認定事業主」と呼ぶ)
認定率50%以上の事業主を有するもの(認定率50%)

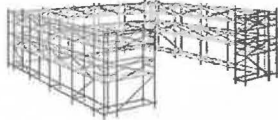
平成31年3月以降、つり上げ荷重3t未満の移動式クレーンについて、過負荷防止装置の要件が改正されています。

⇒高度安全機械等導入補助金制度と合わせてご案内願います。

足場の墜落防止措置の改正(令和5年10月1日から順次施行) (一側足場の使用範囲明確化など)

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する従来の墜落防止措置を定めた労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和5年4月1日)から順次施行します。

改正のあらまし

- ① 足場組立等の作業が厳格化されます
高さ1メートル以上の足場に立ち上る作業を行う際は、原則として足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の組立て・変更時等の点検者について
事業者及び注文者が点検者の選任(かつ選任書など)を行う際は、あらかじめ点検者を選任することが必要になります。
- ③ 足場組立等の作業が厳格化されます
足場の組立て、一部解体、変更等の場合は、点検者の選任・選任書などが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実にするため、安全衛生教育については適切に実施してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年3月14日改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の内容も盛り込まれています(以下要綱の一部抜粋)

足場等の安全点検の確実な実施について

(1) 足場等の点検(「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。)に当たっては、資料に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づいて実施すること。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等の労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」又は建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、**十分な知識・経験を有する者から指名すること。**

(3) 作業開始前の点検者は、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

手すり先行工法のガイドラインの改正

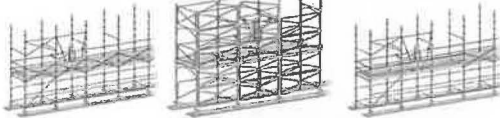
(働きやすい安心感のある足場を!)

手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の作業作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(令和5年12月改正)に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



改正のポイント

- ① 過去の架橋式足場についての作業上の留意点の追加
架橋式足場の主要な構造として、架橋式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追加しました。
- ② 近年の法令改正の内容を反映
フルハーネス型墜落防止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の選任、一側足場の使用禁止の明確化等の施設法に関する法令の改正事項を反映しました。
- ③ 足場の維持に関する最新の技術基準を反映
防風ネット、安全ネット等、足場の維持の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする施設工では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう!

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトにて閲覧

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

手すり先行工法のガイドライン(H15. 4. 1策定、H21. 4. 24改正)も令和5年12月26日に改正されました。

足場の省令改正の内容が盛り込まれているのは勿論ですが、例えば、「足場を使用する作業に就く労働者」に対しても、安衛則第36条第41号の墜落制止用器具(フルハーネス)の特別教育を実施するよう努めることと定めています。

～発注者の皆様も、本ガイドラインに基づく施工を事業者にご指導するようご協力をお願いします～

全国の死亡災害事例を知ることができます(職場のあんぜんサイトより)

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計 災害事例 リスクアセスメント 安全衛生キーワード 化学部
英語支援システム

労働災害事例

検索結果は11件ありました。
1件~11件を表示しています。
さらに絞り込みたい場合は、検索条件を追加して下さい。

検索結果

1/1ページ

検索結果ページ: 1

- ▶ 下水道工現場で汚土搬出用バケット裏の下輪型になり死亡
- ▶ シールドトンネル掘削工事現場内において、軌道上の水車が脱軌
- ▶ 下水道工場の立降からバケットを吊り上げ中、クレーンのワイロロープが暴走してワイロロープを切断
- ▶ 資材屋敷においてドラッグショベルを運転中、ドラッグショベルが暴走して、運転者が下敷きとなる
- ▶ 下水道を埋設する工事において、土止めを掘削中の掘削作業中に掘削機が崩落
- ▶ 土止めバレルがまきまきしたため土崩れ、バレルの下敷きとなる
- ▶ 下水道工場において運搬中に、警備員が崩落した土が生理的となった
- ▶ 掘削土留の内側で土止めを掘削中の掘削機のため土止め崩落が原因
- ▶ 下水道工場でマンホールに入り難欠

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」から、業種などを絞って検索できます。

過去の災害事例を多く知ることによって、適切な施工計画の審査や安全経費の見積り、安全パトロール実施時の問題点の指摘など、受注者に対するより効果的な指導・援助をお願いします。

元方事業者、発注者の責務について(以下、条文の一部です)

主な条文の一部を紹介します。労働安全衛生法＝安衛法

安衛法第3条第3項(建設工事の注文者の責務)

安衛法第29条(元方事業者の指導)

安衛法第30条(特定元方事業者等の講ずべき措置)

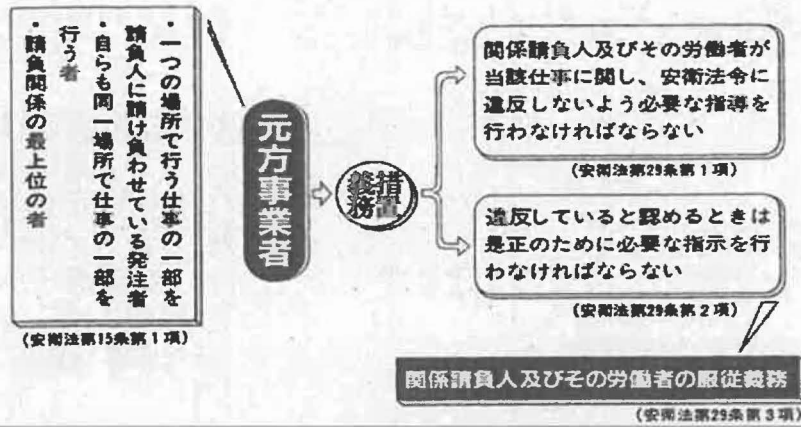
* 第2項・・・分割発注の場合の統括管理を行うものを指名

安衛法第31条(注文者の講ずべき措置)・・・請負人の労働者に足場、作業構台、クレーンなどを使用させるときの安全措置

安衛法第31条の4(違法な指示の禁止)

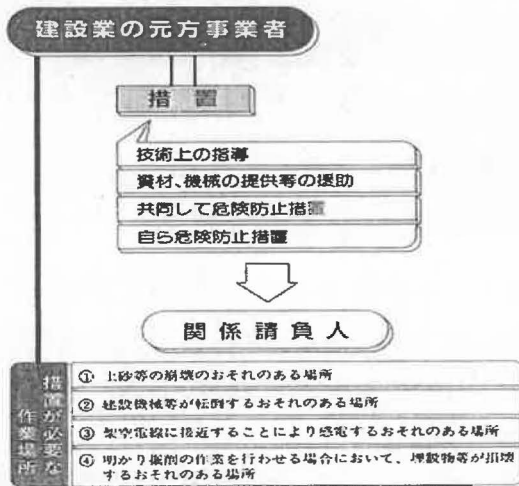
元方事業者の責務について

元方事業者の講ずべき措置



元方事業者の責務について(主な条文)

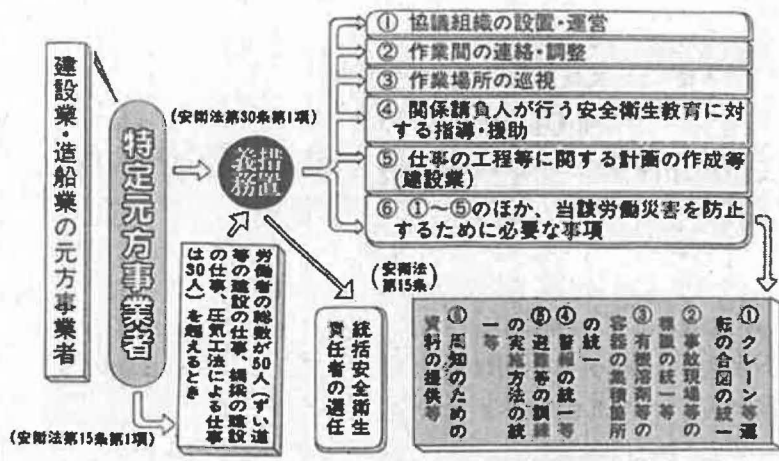
建設業の元方事業者が講ずべき措置



安衛法第29条の2
(技術上の指導)

特定元方事業者の責務について

特定元方事業者の講ずべき措置

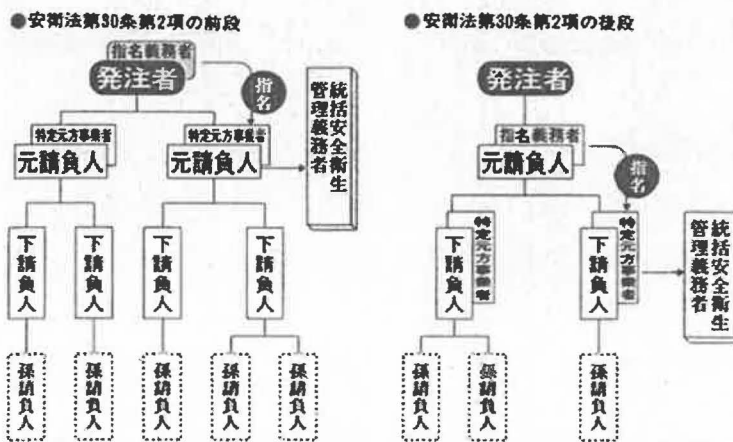


安衛法第30条第1項

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

発注者の責務について

分割発注の場合の統括安全衛生管理義務者の指名



安衛法第30条第2項

元方事業者(注文者)の責務について

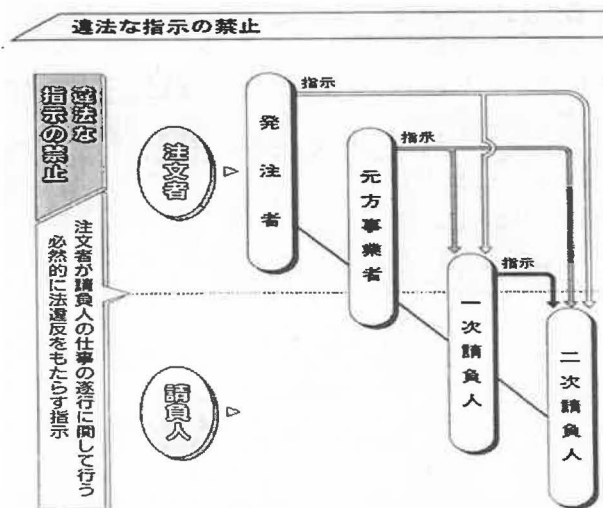
安衛法第31条の4(違法な指示の禁止)

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

* 元請や一次下請、二次下請だけでなく、発注者も該当します。

43

元方事業者(注文者)の責務について



安衛法第31条の4(違法な指示の禁止)

44

発注者の責務について

安衛法第3条第3項(建設工事の注文者の責務) (事業者等の責務)

1、2 略

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

* 元請や一次下請、二次下請だけでなく、発注者も該当します。

45

発注者の責務について

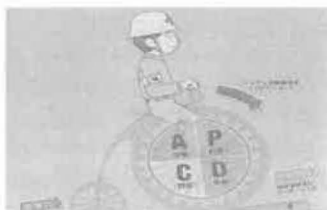
「建設業における総合的労働災害防止対策」

～建設業における自主的な安全衛生活動の促進を目指して～

近年の建設費を取り戻す厳しい経済環境の下、公共工事の減少に伴う競争の激化を背景としたいわゆるダンピング発注は、労働災害防止対策の不徹底等をもたらすことが懸念されます。また、現場において労働災害防止対策を怠ってきた発注者等が大量に逮捕されることから、安全衛生管理に係るノウハウが失われることによる安全衛生水準の低下が懸念される状況にもあります。

このような状況の中で、事業者の自主的な安全衛生活動の促進等を目的として、労働安全衛生法の一部が改正され、平成18年4月1日より懲罰性又は有罰性等の罰則及びその結果に基づく措置の実施が事業者等の努力義務とされました。今後、業界をあげて自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ることが重要となっています。

事業者、発注者、労働災害防止協会、関係業界団体及び行政が一体となって、総合的な労働災害防止対策を推進していきましょう。



「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について(平成19年3月22日付け基発第0322002号厚生労働省労働基準局長)」

発注者の実施事項としても1～6まで定められています。

46

発注者の責務について

建設業における総合的労働災害防止対策の基本的考え方

建設業の特徴は重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業する形態であり、短期間で作業内容が変化するという事業の性質から、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、工事現場を管理する本店、支店、営業所等が的確に指導・援助を行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者、労働基準行政が一体となって、総合的に推進することとしています。

また、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施と、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進し、自主的な安全衛生活動を活性化させることにより、工事現場における安全衛生水準の向上を図ります。



47

発注者の責務について

区部	実施事項
発注者	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等 2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算 3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導 5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項 <ol style="list-style-type: none"> ①個別工事間の連絡及び調整 ②工事全体の災害防止協議会の設置 6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

48

一人親方等に関する省令改正

事業者・一人親方の方へ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対応とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等の保護が認められるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者にも義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第22条、第25条の2に規定されている以下の4つの省令で、作業場内に設置する危険防止の処置（70号）（構造、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、高圧電線の作業場）について、事後追加の措置が義務付けられます。

・労働安全衛生規則 ・ボラ一及び電力事業安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対応範囲を、作業場内何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合は、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場内にいる労働者以外の人（一人親方や他の労働者、関係業者、関係業者など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所への立入禁止、危険箇所への作業禁止、立入等が可能な箇所の指定、退避等の作業禁止の措置を行う場合、その場所で行う作業を行う労働者以外の人にもその措置をとること
- 電圧等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 建設作業中に労働者に対する必要がある場合は、同じ作業場内にいる労働者以外の人にも実施させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、何らかの作業を行うために、労働者に関係業者を使用させる必要がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対して労働者に対する必要がある旨を周知すること

中略の項で請負人の関係業者の使用に同意する旨が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において作業を行う場合に限り、それ以外の場合は、労働者以外の人に対して立入禁止等の措置を講ずることが義務付けられていない。労働者以外の人に対して立入禁止等の措置を講ずることが義務付けられている場合は、労働者以外の人に対して立入禁止等の措置を講ずることが義務付けられている。労働者以外の人に対して立入禁止等の措置を講ずることが義務付けられている場合は、労働者以外の人に対して立入禁止等の措置を講ずることが義務付けられている。

厚生労働省 建設労働安全部 労働安全部 2024年4月1日

新旧条文(安衛則)の一例です。

上段: 改正後

下段: 現在

（地山の崩壊等による危険の防止）
 第三百六十一条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土の落下により危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め装置を設け、防護網を張り、関係作業場において作業に従事する者の立入を禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（請負者の配置）
 第三百六十二条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、運搬機等が、関係作業場に接近して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、請負者を配置し、その接近これらの機を監視しなければならない。

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

～労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂～

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

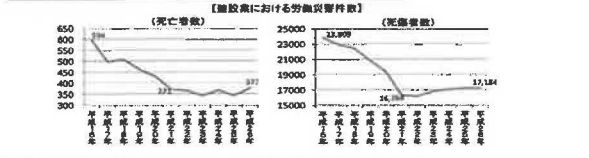
このため、建設業は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、請負業者、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のために、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係者だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者の安全に対する理解と対策の実施が重要なことです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「関係者における労働災害防止対策の実施及びその経費の負担者の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介し、元方事業者における建設現場安全管理指針以外に請負業者の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約的義務に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
 うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのに対し、「安全衛生経費の積立」は8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における発注者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

厚生労働省 国土交通省

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に関する経費は「通常必要と認められる原価」

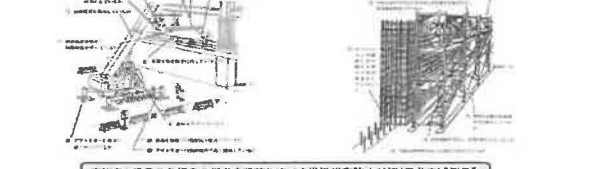
労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、それに関する経費は元請負人が最終的に負担しなければならない費用です。つまり、労働災害防止対策に関する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者を明確化する必要があります。

（1）元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積ることができるようにならなければなりません。



実施者と経費の負担者の区分を明確化する労働災害防止対策（区分表）【例示】

区分	元請負人		下請負人		労働者	
	実施	負担	実施	負担	実施	負担
1. 労働者						
(1) 労働者						
(2) 労働者						
(3) 労働者						
(4) 労働者						
(5) 労働者						
(6) 労働者						
(7) 労働者						
(8) 労働者						
(9) 労働者						
(10) 労働者						
(11) 労働者						
(12) 労働者						
(13) 労働者						
(14) 労働者						
(15) 労働者						
(16) 労働者						
(17) 労働者						
(18) 労働者						
(19) 労働者						
(20) 労働者						
(21) 労働者						
(22) 労働者						
(23) 労働者						
(24) 労働者						
(25) 労働者						
(26) 労働者						
(27) 労働者						
(28) 労働者						
(29) 労働者						
(30) 労働者						

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『建設工事に係る安全衛生法改正標準リスト及び関係明細書』の解説並びに作業現場検査標準報告書（平成25年3月建設業労働災害防止協会）が参考となります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に関する様子の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件とともに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に関する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する取組を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に関する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の過程において、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施内容及びその経費の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に関する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の外訳書などに明示することが必要です。

内訳書【例示】

品名	数量				単位	単価				計
	個	㎡	延	日		円	円	円	円	
1. 労務費										
2. 材料費										
3. 労務費	0	0	0	0	円/1人1時間	A	円	A	円	0円/1人1時間×0
4. 材料費	0	0	0	0	円/1㎡	A	円	A	円	0円/1㎡×0
5. 労務費	0	0	0	0	円/1人1時間	A	円	A	円	0円/1人1時間×0
6. 材料費	0	0	0	0	円/1㎡	A	円	A	円	0円/1㎡×0
7. 労務費	0	0	0	0	円/1人1時間	A	円	A	円	0円/1人1時間×0
8. 材料費	0	0	0	0	円/1㎡	A	円	A	円	0円/1㎡×0
9. 労務費	0	0	0	0	円/1人1時間	A	円	A	円	0円/1人1時間×0
10. 材料費	0	0	0	0	円/1㎡	A	円	A	円	0円/1㎡×0

注：契約書における元請負人との交渉において関係が密接な場合には、下請負人は労働災害防止対策に関する経費を明示する際は、可能な限り、その経費を明確にすべきです。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。以下のような不適切な対応があった場合には、建設業法に違反または違反のおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積書において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・負担したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請負人の支払先に差し引く行為

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・負担したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請負人の支払先に差し引く行為

建設業法第19条に違反

元請負人が、労働災害防止対策に関する費用を差し引くなどにより、その費用が通常必要と認められる範囲に達しない状態となる場合

建設業法第19条の2の不備に該当し、元請負人の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要です。

この場合、元方事業者が作成した「実施書と負担書の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働書を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項
建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に記載されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な費用を積算すること
 - 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
 - 上記の経費が、発注者である元請等から関係請負人へ確実に運ぶようにすること
 - 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること
- 注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる範囲」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係機関 ◆

- 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111 (内線5486)
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業法改正取組推進課
電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)
- 『建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）』の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/tokikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
 - 元方事業者による建設現場安全管理計画の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jalsh.gr.jp/anzen_pgmv/HOU_DET1.asp
 - 『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び検証明細書』の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaihou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf

神奈川労働局からのお知らせ

- ・労働者死傷病報告の様式改正と電子申請義務化(R7.1.1～)
- ・14次防(神奈川計画) アンケートの回答のお願い

建設業における労働災害の 発生状況と安全対策について

～事業者と発注者の責務～

相模原市 公共工事に係る緊急安全講習会

令和6年10月3日(木)

神奈川労働局安全課 地方産業安全専門官 関川 晃

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産食料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） > 食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷 > 切断
傷病部位：頭部 > 鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

